

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1丁目4-31 MRマエカワビル603

TEL:06-946-8011 FAX:06-946-8727

◁ 商法改正が従業員持株制度に波紋

従業員の士気向上を狙って持株制度を採用している中小企業が少なくないが、さきに施行された改正商法との兼ね合いで、今後その導入を見送るケースがでてくるのではないかと危惧されている。

改正商法では、株主代表訴訟の緩和と帳簿閲覧権の株式所有割合の引下げが行われたが、中小企業のあいだには、従業員持株制度で株式を所有している従業員がこれによって代表訴訟を提起したり帳簿閲覧権を行使するような事態も生じるのではないかと懸念が高まっているからだ。

従業員持株制度には、従業員個人がそれぞれ株式を直接所有する形態と、持株会あるいは持株会理事長名義一本として従業員が持分を所有する間接所有とがある。

直接所有の場合には、帳簿閲覧権のある3%以上の株式を従業員が単独で所有することはほとんどないものの、代表訴訟の提起は可能となる。

一方、間接所有の場合、持分を所有する従業員が代表訴訟を提起できるかどうかについては、明確な見解は示されておらず、帳簿閲覧権の行使については、従業員持株会の所有割合が3%以上なら認められるとする考え方が現在のところ支配的である。

このように、経営者サイドにとっては、改正商法の施行によって、従業員持株制度のデメリットが増加したといえるわけで、制度導入を見送るケースがふえそうだ。

◁ 女子厚生年金料率に変更

平成6年1月分(2月納付分)より厚生年金の保険料率が次のように改正されます。

◆女子の厚生年金の保険料率(政府管掌)

		保険料率	個人負担率
厚生年金	改正前	144.5/1000	72.25/1000
	改正後	145/1000	72.5/1000
厚生年金 基金加入 員	改正前	114.5/1000	57.25/1000
	改正後	113/1000	56.5/1000

今回の改正により、男女の厚生年金の保険料率が同一になります。

入社月から当月分の社会保険料が控除されている人は今月1月から、翌月の給料より当月分が控除されている人は2月から変更となります。